

文化審議会文化政策部会ワーキンググループの設置について

1 趣旨

平成22年2月10日付け文化審議会諮問第9号に係る諮問事項のうち、(3)「文化芸術振興のための重点施策」に関する専門的事項に係る調査検討を行うため、文化審議会文化政策部会運営規則第3条の規定に基づき、文化政策部会にワーキンググループを設置する。

2 設置するワーキンググループ及び調査検討事項

(1) 舞台芸術ワーキンググループ

- ① 頂点の伸長について
- ② 裾野の拡大について
- ③ 公演支援の在り方について
- ④ 芸術拠点の形成について
- ⑤ 人材育成について
- ⑥ 海外への発信について

(2) メディア芸術・映画ワーキンググループ

- ① 製作支援の在り方について
- ② 人材育成について
- ③ 作品の保存について
- ④ 海外への発信について
- ⑤ 質の高い作品の発表・鑑賞機会の確保について

(3) 美術ワーキンググループ

- ① 博物館の管理運営方策の充実について
- ② 美術品の鑑賞機会の充実及び美術作品制作への支援の在り方について
- ③ アートマネジメント人材の育成について
- ④ アーカイブについて

(4) 暮らしの文化ワーキンググループ

- ① 生活文化の普及方策について
- ② 衣食住文化の観光振興、地域振興、文化発信等への活用について

(5) 文化財ワーキンググループ

- ① 文化財の適切な保存・活用について
- ② 文化財に関する伝承者の養成等について
- ③ 文化財による地域活性化について
- ④ 文化遺産保護における国際交流・協力の推進、日本文化の発信の強化について

3 構成

文化審議会文化政策部会長の指名する委員及び臨時委員並びに各ワーキンググループに分属された専門委員により構成する。

これにかかわらず、文化政策部会長は、その他の委員及び文化政策部会に分属する臨時委員に会議への出席を求めることができるものとする。

4 その他

各ワーキンググループの議事の手続その他ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、各ワーキンググループにおいて定める。